

○現行制度の改善又は拡充を求めるもの（拡充を求めるもの）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（・・・第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は <u>拡充</u> を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 建設
要望先	☒ 国 ☐ 県 ☐ その他	担当省庁 担当部局 名 称	厚生労働省
件名	6 国民健康保険における矯正施設収容者の取扱いについて		
提案市	須坂市		
提案要旨	国民健康保険法第6条(被保険者の適用除外)の対象者の拡大について （矯正施設収容中の者への適用）		
提案理由	矯正施設に収容中の者が国民年金免除申請を行うため、施設内に住所設定を行うケースが増加しています。 住所設定により、同時に国保に加入となりますが、同法第6条の被保険者の適用除外には該当しないため、被保険者として取扱うこととなりますが、弊害も生じています。 給付制限にならない、被保険者の適用除外対象者の拡大を求めます。 また、出所後の速やかな住所設定について、徹底をお願いします。		
現況及び課題等	平成25年9月20日付 法務省矯正局長通知により、収容者に対し、国民年金制度の周知徹底を指導する通知が発出され、矯正施設内に住所設定を行い、免除申請を行うケースが増加しています。 同時に国保加入となりますが、国保法第59条の絶対的給付制限の対象でありながら、保険税は第6条に基づく被保険者の適用除外には該当せず、制度として説明に苦慮しております。収入もなく、地方税法第717条に基づく条例による減免で対応をしておりますが、後期高齢者支援金と介護納付金は、被保険者数で算定されるため、その負担について説明がつきません。		
関係法令	国民健康保険法		